

# 保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 黒崎保育所			施設長名	上原 篤子
所在地	〒806-0024 北九州市八幡西区南八千代町7番17号				
電話番号	093-631-0577	FAX番号	093-631-0577	認可年月	昭和23年7月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他( )	1階建( 階部分)
------	-------------------------	-----------

建物延床面積	667.32㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			69人 (66人)			69人 (66人)
3号定員	7人 (9人)	34人 (37人)		/			41人 (46人)
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	37人	内訳：施設長(1人) 保育士(32人) 調理員(委託業者2人) その他(2人)
-----	-----	---

施設の目的	<p>【施設の目的及び運営の方針】                  保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。                  また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p>
運営の方針	<p>【保育の方針】                  十分に養護の行き届いた環境のもとで、主体的に楽しく活動できるようにしながら、意欲や思いやりの心を育み、生きる力の基礎づくりを目指します。</p>
保育の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しく遊び、生活するなかで、健康に過ごすために必要な生活の習慣や技能や知識が身につくようになっていきます。</li> <li>・いろいろな体験を通して、豊かな心情や思考力の基礎を培いながら、感性や想像力を広げていきます。</li> <li>・愛情や信頼感に満たされたなかで人権を大切にする心を育みます。</li> </ul> <p>地域の子育て家庭を対象にした保育所開放や育児相談など、子育て支援の取組みを目指します。</p>



1日の過ごし方	<p>* 0. 1. 2歳の子ども</p>	<p>* 3. 4. 5歳の子ども</p>
---------	-----------------------	-----------------------

保育所名	北九州市立 黒崎保育所
------	-------------

年間行事 予 定	4月	進級式・入所式・ クラス懇談会(保護者会総会)	10月	運動会 秋の遠足
	5月	親子遠足・健康診断	11月	勤労感謝の日訪問・ 健康診断
	6月	歯科検診・保育参観・講演会	12月	生活発表会 クリスマス会
	7月	七夕まつり・プール開き・ 卒園児招待	1月	正月あそび大会
	8月	プール大会	2月	豆まき
	9月	保育参加・試食会を 年間6回に分けて実施 年長児の宿泊保育を実施	3月	ひな祭り・お別れパーティー・ お別れ散歩・卒園式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 延長保育(19:00)まで 仕事や家庭の事情によって、通常の保育時間を越えての保育が認められる子どもさんに関しては、19:00まで延長して保育をします。</li> <li>* 障害児保育 障害のあるお子さんで保育所の保育が必要な場合は、専門機関などと連携を図りながら、障害児保育を実施しています。</li> <li>* 親子通園事業 詳しくは黒崎保育所または、区役所にお尋ね下さい。</li> <li>* 地域活動事業 子育て広場、地域の年長者との触れ合い遊び、地域での子育て支援をしています。</li> <li>* 医療的ケア児の保育</li> </ul>
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。</li> <li>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</li> </ul>
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡します。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。</li> <li>* 日本スポーツ振興センター共済掛け金(年額250円) 万一の怪我等に備えて、共済掛け金に加入するもの。</li> <li>* 保護者会費(月額300円) 行事等におけるプレゼントおよび運営費、講師料などに使用するもの。</li> </ul>
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。</li> <li>● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。</li> </ul> <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---